

第14回 SMC 経営倶楽部のご案内

第14回 SMC 経営倶楽部を下記の通り開催いたします。前回ご参加いただいた方はもちろん、今回初めての方も是非ご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

日時：平成22年11月5日(金)午後6時30分～午後9時00分

場所：京都アスニー3階第3研修室(京都市中京区丸太町通七本松西入)

内容：「変化をチャンスに。社長の行動が未来を変える！～売上・受注アップ10のポイント～」

第1部：講演ビデオ「絞り込みの事例紹介」「新規顧客より既存客の横展開をはかる」(予定)

事例1：播磨屋本舗(兵庫県豊岡市) 事例2：でんかのやぐち(東京都町田市)

第2部：「お得意様基本カード」「決定権者データ」「休眠客掘り起こし作戦表」「未採用商品拡販作戦表」を使って、自社の戦術を作成していただく予定です。

会費：1,000円(税込) 軽食の準備はございません。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

「後継者のための経営基本講座」のご案内

当事務所では後継者の方々に対する経営力向上の一助とすべく、後継者塾を開催することとしました。

日時：10/21(木) 10/28(木) 11/4(木) 11/11(木) 11/18(木) 11/25(木)

6回共通 午後6時30分～午後9時00分

場所：新納会計事務所(京都市中京区新町通二条下る頭町16-1)

講師：新納会計事務所 所長 新納賢二

参加費：30,000円(6回コース 1回5,000円) 申込締切：10/15(金)

ご興味のある方は、当事務所までご連絡ください。申込書をお渡しさせていただきます。

ホームページリニューアルのお知らせ

新納会計事務所では3年ぶりにホームページをリニューアルいたしました。

『業務のご案内』はより詳しい説明となり、『よくある質問』を定期的に更新し、SEO対策に『リンク集』を毎日アップしています。

最新情報をより皆様にお伝えすべく更新してまいりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

SMC 経営倶楽部のご案内、お客様の声、トピックスなどがあります。

是非、新しい新納会計事務所のホームページをご覧ください。

URL：<http://www.shinnou.net/>



去る7月某日、当事務所職員が、めでたく結婚致しました。

結婚式は近江八幡にある「LE POINT DE VUE(ル・ポワン・ドゥ・ヴェュ)」で行われ、当日は二人の結婚を祝福したかのような晴天!

会場からは琵琶湖を臨むこともでき、その美しい眺望を眺めながらの披露宴に、参列した私たちも心癒やされました。二人にとっても、素晴らしい1日になったようです。

本人談「いまだ未熟な私ですが、この度結婚する事となりました。これを機に共に成長していければと思います。今後とも宜しくお願い致します。」

PROGRESS

プログレス

新納会計事務所・(株)新納経営

第40号

〒604 0031 京都市中京区新町通二条下ル頭町16-1

TEL: 075 (231) 0335 FAX: 075 (231) 0473

<http://www.shinnou.net/>

e-mail: smc-keiei@tkcnf.or.jp

平成22年10月4日発行

PROGRESS(プログレス)とは「進歩」の意。皆様と共に進歩して行きたいという願いを込め発行します。



環境変化と適正利益



所長 新納 賢二

企業が成長・安定していく為には、様々なリスクを乗り越えていかねばなりません。その為には適正利益を稼ぎ、税引後の利益を内部留保し、自己資本を増やしていくしかないのです。

しかし、一昨年からの世界金融混乱の影響で、70%を超える企業が赤字であり、深刻な事態が続いています。そしてこの事態は、次の三つの大きな変化をもたらしたものであり、将来回復するものではないと考えられます。

1. グローバル化

「人・物・金」のすべてが「世界のモノサシ」で測られる様になり、すべての生産要素がデフレ現象となっています。新興国の価格に引きずられて国内の価格の上昇は望めません。

2. 高齢化・人口減少

日本は超高齢化と共に人口減少社会に突入し、働き盛り、食べ盛りの生産年齢人口は減少し、国内の消費は増えようがありません。

3. 環境・資源の制約

発展途上国が先進国並みの生活水準に近づく程、エネルギーや食糧は不足します。エネルギー価格の上昇や食糧不足は、エネルギーが無く、食糧自給率40%代の日本にとって深刻な問題です。

以上のことをしっかり理解しないと、この大きな変化の時代を乗り切る事は出来ないのです。これらの変化は、すべて企業の活動に影響しています。これらの原因と本質を知ってその変化にどう対応するかで、ピンチがチャンスになります。

企業が生き残れるかの別れ道であり、厳しい時代こそ適正利益を確保して、お客様のニーズを先取りし、企業の将来構築を図らねばなりません。

< 目次 >

1ページ：所長挨拶

2ページ：遺族が年金形式で受け取る生命保険に対する二重課税について
中小企業に対する返済猶予

3ページ：新しいお客様のご紹介

4ページ：「第14回SMC経営倶楽部」及び「後継者塾」開催のお知らせ
ホームページリニューアルについてのお知らせ
職員便り

遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する二重課税について

平成 22 年 7 月 6 日付最高裁判決において、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないものというべきであると判示され、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税が取り消されました。

この判決により国税庁は過去 5 年分の所得税については、更正の請求を経て、減額更正を行い、返還を行う方針を発表しました。

さらに五年を超える部分についても、政府の方針として制度上の救済措置を取る事が検討されております。

現在のところ、以下の要件に該当する場合は直ちに更正の請求を行えます。

平成 17 年度以降に生命保険金を分割方式で受け取り、相続税・所得税の両方で課税された方
現在のところ、該当する保険は年金払い生活保障特約、年金払い方式の個人年金保険や学資保険とされております。

もし、該当する方がおられましたら当事務所または当事務所担当者までお伝えください。

振り込め詐欺にご注意ください!!!

本件について、国税庁HPでは振り込め詐欺に対する注意も喚起されております。

税務署から納税者の方に電話で問い合わせる事はあるようですが、ATM等の操作を求める事は一切ないという事なのでご注意ください。

中小企業に対する返済猶予

平成 21 年 12 月よりモラトリアム法「中小企業金融円滑化法」が施行されました。

これにより、「経営改善計画」を提出する事で、金融機関から毎月の返済額を減額、返済猶予をしてもらう事が可能となりました。

但し重要な事は、減額、猶予はあくまで「一時的なものに過ぎない」という事です。一時的に返済が減額、猶予されることから、あたかも「債務が減ったような錯覚」を起こしたり、「問題が解決した」かのように感じる経営者の方もいるかもしれません。しかし、それらは勘違いです。

猶予を受けるには、この猶予期間に、体力を蓄え、商品やサービスの販売向上、販路拡大など事業計画を実行する「強い意志」が必要です。

「メリット」

- ・返済額が猶予、減額される為、一時的に資金繰りが楽になります。
- ・資金面で事業計画を実行する為の余裕が出来る。

「デメリット」

- ・返済期限が延長されない場合、猶予、減額終了後の月ごとの返済額が以前より大きくなります。
- ・猶予期間中は元本部分が返済されない為、返済期間全体での利息額は猶予前より多くなります。

必要となる

「経営改善計画」

長くとも一年以内に「売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込」等を含む経営改善計画を提出する事が必要となります。

当事務所では、経営改善計画の作成をお手伝いさせていただきます。

この法案は平成 23 年 3 月までの時限立法ですので、残すところ半年となりました。これらの事を検討し、メリット、デメリットを吟味した上で金融機関と交渉を行って下さい。

～お客様のご紹介～

株式会社 CAPs

City&Architecture Planning



この度新しくお客様となりました

株式会社 CAPsさまは、平成22年8月に新規設立されたばかりの新しい会社です。

主に、都市計画や交通計画のコンサルティング、土木の設計、公共広告のデザインを行っておられます。

社長の山田幸一郎さまは一級建築士の資格をお持ちで、ご自身設計の素敵な一軒家にお住まいです。

設計をご要望の方はぜひ山田社長にご依頼くださいませ！

株式会社 CAPs

〒541-0045

大阪市中央区道修町 1-2-2 花房ビル 502

TEL: 06-6125-5701

代表取締役 山田 幸一郎

有限会社 ナカムラガラス

(有)ひぐさ保険事務所様の紹介で、新しくお客様になられた(有)ナカムラガラス様は、昭和 10 年の創業で今年で 75 年目となる歴史ある会社です。

建築用板ガラス及び住宅設備機器販売、並びに 3 年前から新規参入されたリフォーム業が事業内容です。LED 電球を始めとした環境に良い商品を用いた住まい作りに情熱をこめて取り組んでおられます。平均年齢 38 歳の若さに大きな期待が感じられる会社です。

経営理念

私達は、安心・安全・快適をテーマに、お客様の「こころ豊かな住まい」づくりを通して、共に夢の実現をします。



有限会社 ナカムラガラス

〒615-8192

京都市西京区川島寺田町 18

TEL: 075-381-3507

代表取締役 原田 恵美

株式会社サンセイ不動産

この度、新しくお客様となりました株式会社サンセイ不動産さまは、吉川秀隆社長が、勤めておられた近鉄不動産(株)を退職後独立し、平成21年7月に新規設立された会社です。宇治市で不動産仲介・販売事業を手がけておられます。

将来、仲介・販売だけでなく、戸建分譲事業で設計業務も自社で担うべく、現在、建築士の勉強をされており、大変熱心な若手経営者です。宇治市、城陽市、京田辺市付近で物件をお探しのかたはぜひ吉川社長にご相談ください！



株式会社サンセイ不動産

〒611-0042

京都府宇治市小倉町山際 56 番地
山一ビル 1 階

TEL: 0774-28-5866

代表取締役 吉川 秀隆

お知り合いに会計事務所をお探しの方がいらっしゃる時は、是非ご紹介いただきますようお願いいたします。